

扶桑町行政サービス等一覧

2024年4月1日時点

注意事項

- ・ 2024年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

| 行政サービス等の名称 | 概要 | 受理証明書等の提示の要否 | | その他備考 | 担当課室 |
|---------------------|--|--------------|----|--|-----------------------|
| | | 必要 | 不要 | | |
| 介護保険に係る各種申請 | 代理申請が可能 | ○ | | | 長寿介護課 0587-92-4119 |
| 記念樹の配布 | パートナーシップ宣言をされた申請者に記念樹を配布 | ○ | | 受理証明書の提出 | 都市政策課 0587-92-4120 |
| 扶桑町長期優良住宅等定住促進補助金事業 | 長期優良住宅または地球温暖化対策設備のある住宅を取得した子育て世帯の方で、扶桑町外から転入した世帯または現に住んでいる自己所有でない住宅から転居した世帯を対象に20万円を補助する。 | ○ | | パートナーシップ宣誓後は、夫婦と同様の扱いとし、他の要件を満たせば補助の対象とする。 | 秘書企画課 0587-92-4100 |